## 前筑波銀行 NEWS RELEASE

2022年1月7日

## 「未利用口座手数料」導入のお知らせ

筑波銀行(頭取 生田 雅彦)は、2 年以上ご利用のない預金口座(以下、「未利用口座」といいます)を対象とし、「未利用口座手数料」の導入および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを2022年2月1日(火)から開始させていただきますのでお知らせいたします。

本件は、不正利用をはじめとする犯罪につながる可能性が高い未利用口座の削減を図ることを目的としております。対象となるお客さまにおかれましては、この費用の一部をご負担いただくことになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当行は、今後もお客さまの大切なご預金をお守りするとともに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

## 1.「未利用口座手数料」について

, ,		
導入日	2022年2月1日 (火)	
対象預金口座	最終ご利用(「お預入れ」または「お引出し」)日から2年以上(※1)経過し、かつ以下の預金残高未満に該当する「普通預金口座(無利息普通預金口座を除く)・貯蓄預金口座・総合口座」	
預金残高	「導入日以降」に開設された口座	「導入日前」に開設された口座
	10,000 円未満	1,000 円未満
手数料の対象外 となる場合	<ul><li>総合口座で定期預金残高がある場合</li><li>投資信託・外貨預金等の振替口座、お借入れの返済用口座である場合</li><li>相続のお手続中など当行所定の条件に該当する場合</li></ul>	
手数料金額	1 口座あたり年間 550 円 (税込) (※2)	
手 数 料 の お引落し等	・対象となるお客さまには、事前に書面等によるご案内を実施したうえで、その後 一定期間内にご利用または解約等のお手続きがない場合に対象口座から本手数料 をお引落しします。(口座残高が本手数料未満の場合は残高全額) なお、現時点で本手数料の初回引き落としは2025年4月以降を予定しております。	

## 2.「残高のない未利用口座の自動解約」について

本手数料のお引落しにより残高が0円となった未利用口座(残高が元々0円の未利用口座を含む)は自動的に解約させていただきます。(※2)

3.「預金口座の解約手続きの簡素化」について

2021 年 7 月 1 日 (木) から、個人・個人事業主のお客さまを対象に、残高 1 万円未満の普通預金・貯蓄預金の解約手続きにおけるご印鑑の押印を不要とし、顔写真付きの本人確認書類及び通帳(またはキャッシュカード)を提示いただくことで解約ができるようお手続きの簡素化を図っております。(他のお取引の状況によっては解約できない場合がございます。)

- ※1 導入日前の期間は未利用期間に含めません。また、通帳記帳・利息付与・本手数料の引き落と しは、口座利用にあたる取引には含みません。
- ※2 ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応え 致しかねますので予めご了承ください。 以上

報道機関のお問合せ先 筑波銀行 総合企画部広報室 Tel 029-859-8111